

第七十五回国会 大蔵委員會議 録 第四号

昭和五十年二月七日(金曜日)

午後零時一分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 増本 一彦君

理事 越智 伊平君

理事 鴨田 宗一君

理事 齋藤 邦吉君

理事 原田 憲君

理事 宮崎 茂一君

理事 高沢 寅男君

理事 坂口 力君

理事 竹本 孫一君

理事 伊藤宗一郎君

理事 澤田 幸一君

理事 元利君

理事 山田 耻目君

理事 金子 一平君

理事 小泉純一郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 秀男君

理事 毛利 松平君

理事 山中 吾郎君

理事 広沢 直樹君

理事 大蔵 大臣 大平 正芳君

理事 大蔵政務次官 森 美秀君

理事 大蔵省主計局次長 辻 敬一君

理事 大蔵省主税局長 中橋敬次郎君

理事 大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

二月七日 補欠選任

同日 廣瀬 秀吉君 補欠選任

同日 廣瀬 秀吉君 補欠選任

同日 廣瀬 秀吉君 補欠選任

同日 廣瀬 秀吉君 補欠選任

同日 廣瀬 秀吉君 補欠選任

同日 廣瀬 秀吉君 補欠選任

出席政府委員 大蔵政務次官 森 美秀君 大蔵省主計局次長 辻 敬一君 大蔵省主税局長 中橋敬次郎君 大蔵委員会調査室長 末松 経正君

出席國務大臣 大蔵 大臣 大平 正芳君 大蔵政務次官 森 美秀君 大蔵省主計局次長 辻 敬一君 大蔵省主税局長 中橋敬次郎君 大蔵委員会調査室長 末松 経正君

塩川正十郎君紹介(第一五四号) 同竹中修一君紹介(第一五五号) 同戸井田三郎君紹介(第一五六号) 同伊藤宗一郎君紹介(第一五七号) 同片岡清一君紹介(第一五八号) 同黒金泰美君紹介(第一五九号) 同佐藤孝行君紹介(第一六〇号) 同谷垣専一君紹介(第一六一号) 同床次徳二君紹介(第一六二号) 同(福田篤泰君紹介(第一六三号) 同(山下元利君紹介(第一六四号) 同(石田博英君紹介(第一六五号) 同(田中伊三次君紹介(第一六六号) 同(山本幸雄君紹介(第一六七号) 国民金融公庫の貸付資金増加等に関する請願(松本善明君紹介(第一六八号) 大和基地跡地の公共的利用に関する請願(増本一彦君紹介(第一六九号) 医師に対する租税特別措置の改廃反対に関する請願(増本一彦君紹介(第一七〇号) 相続税の軽減に関する請願(林百郎君紹介(第一七二号)

本件につきましては、先般来理事會等で御協議願い、お手元に配付いたしましたような草案を得ました次第であります。昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(本号末尾に掲載) 上村委員長 ます、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。本起草案は、昭和四十九年度に政府から交付される稲作転換奨励補助金または稲作転換協力特別交付金について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。すなわち、第一に個人が交付を受ける同補助金または同交付金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなすこととし、第二に、農業法人については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金または同交付金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することいたしました。なお、本特例措置による国税の減収は約三億円と見込まれます。以上が本草案の趣旨及び内容であります。なお、この際一言つけ加えます。本起草案の立案の過程におきまして、次のこと各党一致の意見が見られましたことをここに明らかにしておきます。すなわち、「わが国の食糧自給が問題とされている折から、これに対する今後の農政の進展に即応し各種の施策が講じられた場合には、税制面においても必要に応じ特別措置のあり方を検討する。」以上であります。この際、本案は、歳入の減少を伴うこととなりますので、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。大平大蔵大臣。大平國務大臣。いま議題に上がっている法律案につきましては、稲作転換対策の必要性にかんがみ、あえて反対いたしません。上村委員長 お諮りいたします。この起算案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕 上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕 上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。上村委員長 次に、昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処題といたします。まず、政府より提案理由の説明を求めます。大平大蔵大臣。昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処題の特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大平国務大臣 たいま議題となりました昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十八年度において一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の効率的活用を図るため、当該剰余金のうち公債または借入金金の償還財源に充てる部分の金額について特例措置を講じようとするものであります。

一般会計の歳入歳出の決算上の剰余金につきましては、財政法第六条の規定により、剰余金の生じた年度の翌々年度までに、その二分の一を下らない金額を公債または借入金金の償還財源に充てなければならぬこととなっておりますが、当面の財政事情及び国債整理基金の資金状況等を勘案し、財政資金の効率的活用を図るため、昭和四十八年度の剰余金に限り、その公債等の償還財源に充てる率について、財政法第六条に定める「二分の一」を「五分の一」とする特例措置を講ずることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○上村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。次回は、来たる十二日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等に

昭和五十年一月十三日印刷

ついでにの所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

（所得税の特例）

第一条 個人が、政府から昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金又は稲作転換協力特別交付金（以下「稲作転換奨励補助金等」という。）の交付を受けた場合には、当該個人の昭和四十九年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第一条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内での帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の稲作転換奨励補助金等の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

昭和五十年一月十四日発行

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和四十九年度に政府から交付される稲作転換奨励補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約三億円である。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

昭和四十八年度において一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の効率的活用を図るため、当該剰余金のうち公債又は借入金金の償還財源に充てる部分の金額について特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

理由

昭和四十八年度において一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の効率的活用を図るため、当該剰余金のうち公債又は借入金金の償還財源に充てる部分の金額について特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局